

国民年金保険料額の改定

令和3年度国民年金保険料は月額1万6610円(前年度比プラス70円)に変わります。日本年金機構から4月に送付される納付書を確認し、期限までに納めましょう。

【保険料の前納割引制度】

年金保険料は30日(金)までにまとめて納めることで割引になります。送付される納付書には、前納用の納付書(半年分・1年分)が同封され、申し出により2年分を納めることもできます。また、口座振替で「当月末振替(早割)」を選択して1カ月早めて保険料を納付すると、月々50円割引になります。申し込みは、市役所・各支所・年金事務所へ。
持ち物 基礎年金番号の分かるもの、通帳、銀行印、身分確認書類

6カ月前納	納付額	98,850円
	割引額	810円
1年前納	納付額	195,780円
	割引額	3,540円
2年前納	納付額	383,810円
	割引額	14,590円

※2年前納を希望する場合は、札幌北年金事務所に申し出が必要です

問合せ 市民課(市役所1階8番窓口) ☎72・3122

札幌北年金事務所(札幌市北区北24西6) ☎011・717・4115

傷病手当金制度の期間延長

国民健康保険・後期高齢者医療に加入中の方が対象の「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の適用期間が6月30日(水)まで延長されました。詳細は市HPをご覧ください。

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3633

後期高齢者医療に加入の方 ☎72・3125

しっかり予防しましょう

直接医療機関へお申し込みください。

【①エキノコックス症血液検査】

対象 小学校3年生以上で5年間検査を受けていない方

【②成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチン予防接種】
費用 3500円

※生活保護受給者は無料。接種前に福祉総務課(市役所4階)で「生活保護受給証明書」を受け取り、医療機関に提出

接種回数 生涯1回限り

対象

○4月1日〜令和4年3月31日の間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方

○60歳以上65歳未満で、循環器や呼吸機能などに障がい(身体障害者手帳1級程度)のある方

実施医療機関		①エキノコックス	②肺炎球菌
①② 茨戸病院	② 石狩病院	①② 鎌田内科クリニック	② いしかり脳神経外科クリニック
①② 石狩すずらん内科	② 立石クリニック	①② みき内科クリニック	② 石狩幸愷会病院
①② あつた中央クリニック	② 青木クリニック	①② 浜益国民健康保険診療所	② 花川病院
①② わがつま小児科	② 佐々木整形外科医院	② 福島医院	② はまなす医院

【共通事項】

日程 1日(木)〜令和4年3月31日(木)

問合せ 保健推進課 ☎72・6124

**手話通訳者養成講座
フォロアアップ編**

対象 厚生労働省カリキュラムの手話奉仕員基礎課程を修了し、手話による会話が自由にできる市内在住・在勤・在学の高校生以上の方

※過去に受講した方除く
日時 5月11日〜7月13日の毎週火曜18時30分〜20時30分
※全10回

場所 市役所
定員 20人(最少開催人数5人)

申込期限 20日(火)

申込・問合せ 障がい福祉課 ☎72・3194

新たな協働事業が始まります!

本年度から、次の協働事業を実施します。詳細は市HPなどをご覧ください。

提案者 北海道ベースボールリーグ・石狩レッドフェニックス

内容 中学校野球部の活動支援(専門技術を持つ選手からの指導を受ける機会を創出し、中学生の野球技術の向上と、休日における教職員の負担軽減を図り、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に寄与する)

問合せ 企画課 ☎72・3161

山口斎場利用料補助制度

市民の方を火葬するために札幌市山口斎場を利用した場合に、市内斎場の利用料金との差額を補助します(控室利用料除く)。

申請方法 申請書に火葬許可証などの写し、利用料に係る領収書の写しを添え、火葬の日から90日以内に申請

問合せ 環境課(市役所3階) ☎72・3240

市道で工事をする場合

無許可で道路敷地に工作物を設置したり、道路の形状を変更することは、道路法により禁じられており、事前に市への許可申請が必要です。

【申請が必要な例】

○道路側溝(U字溝)にふたをかかけたり、埋設する場合(主に花川南地区)

○道路施設(歩道など)の舗装や縁石の切り下げを行う場合

○融雪槽や宅地内の雨水排水を道路側溝や集水桝に接続する場合

問合せ 都市整備課 ☎72・6122

**自動配送ロボットの
実証実験に関する説明会**

京セラコミュニケーションシステム㈱と市が協力して行う「自動配送ロボットによる公道走行実証事業」では、6月よりロボットを公道走行させる実証

市の相談窓口

人権相談

20(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

15(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

7(水)・21(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・20(火) 10時～15時 市役所1階
15(木) 10時～15時 花川南コミセン
27(火) 13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 9時30分～15時30分(受付15時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570-05-4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込

平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空家問題など)、その他無料法務相談

27(火) 13時～15時 花川南コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

実験を行うため、実証エリア周辺企業を対象に説明会を開催します。
対象 新港西1～3丁目の企業
日時 20日(火)17時～
場所 花川北コミセン(花川北3・2)
定員 50人(1企業1人、申込順)
そのほか 説明会后、市HPに説明会の資料を掲載します。当日は可能な限り公共交通機関でお越しください
申込期限 13日(火)
申込先 京セラコミュニケーションシステム(株)内事務局
☎070・2460・8916
※平日10時～17時
✉toiwase@kccs.co.jp
※メールに会社名・住所、氏名

連絡先を記載のこと
問合せ 企業連携推進課
☎72・3158
小規模修繕契約希望者登録申請受付
市の施設などの簡易な修繕について、小規模事業者の受注機会を確保するため、既存の入札参加資格者登録とは別に、建設業許可などの資格要件を緩和した登録制度です。
令和元・2年度に登録されている方も、引き続き登録を希望する場合は申請手続きが必要です。
資格要件 市内に主たる事業所(本店)を有する法人または個人で、希望業種を履行するために必要な資格・許可を有するもの

登録業種 土木、建築、内装、設備、塗装、ガラス関係など
有効期間 6月1日から2年間
申込方法 申請書(市HPから入手可)を平日10時～16時に持参または郵送
場所・問合せ 契約課(市役所3階) ☎72・3155
建築物などの適正管理を
過去に道内で看板が落下し、通行人に当たった事故がありました。建築物などを所有する方は、建築物や看板などの状況を定期的に点検し、適正な維持管理をお願いします。
問合せ 建築住宅課
☎72・3141

都市計画区域外での建築
建築物の種類によっては確認申請が必要です。申請が不要な場合も原則「個別建築物の構造等に関する規定」は適用になりますので、ご注意ください。
問合せ 建築住宅課 ☎72・3141
防風保安林を守る
市内の防風保安林は、札幌近郊でも数少ない天然林ですが、園芸種などの持ち込みや投棄により、本来自生しないはずの植物が生育しています。植物を移植したり、草花・枝木、ごみなどの不法投棄は絶対にやめましょう。
問合せ 都市整備課
☎72・3671

令和3年 石狩市成人式

問 社会教育課 ☎72・3173

延期した成人式を次のとおり行います。

3/1現在で市に住民登録のある方に案内状を送付します。※1月開催予定時に案内状を送付した方にも再度送付
進学や就職などで市外へ転出された方で出席を希望される方は、事前にご連絡ください。
※案内状は当日必ず持参してください

対象 H12/4/2～H13/4/1生まれの方
日時 5/2(日)

①11時～(受付10時30分～)
石狩・花川・花川南中学校卒業生
②14時～(受付13時30分～)
花川北・樽川・聚富・厚田・浜益中学校卒業生

場所 花川北コミセン(花川北3・2)
そのほか 新成人以外は入場できません。駐車場は利用不可のため公共交通機関をご利用ください